十七	第四十七条の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項若しくは第十二条第一項第二号若しくは第十四条第一項の規定により道路管理者がこれらの権限を行う者が
十八	第五十七条	道路管理者以外の者	道路管理者及び地方道路公社以外の者
		同条の規定により道路管理者の承認を受けた者	道路整備特別措置法第十七条第一項第七号の規定により第二十四条本文の規定により道路管理の権限を代行する地方道路公社の承認を受けた者
十九	第七十一条第四項	道路管理者（第九十七条の二の規定により北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	地方道路公社等は、その職員のうちから道路監理員を命じ
		基づく処分	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項、第十三号、第二十一号、第二十三号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第十号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて道路の若しくは地方道路公社が行うもの	基づく処分で道路整備特別措置法第十七条第一項第七号、第十号、第十九号、第二十三号若しくは第二十七号の規定により地方道路公社に代わつて国土交通大臣が行うもの
		第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分	同法第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十九号の規定により道路管理者に代わつて行う	同法第十七条第一項第三十五号の規定により道路管理者に代わつて行う第二項の規定

二十	第九十三条		
	当該道路管理者		
	当該地方道路公社	第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分	
	当該地方道路公社等		同法第八条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による地方道路公社の処分又は同法第八条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の処分
二十四	第二十八条の二第一項		
		連絡調整、連絡接続関係道路改良促進法（昭和三十六年法律第百九十三号）第三条第一項の規定により道路の接続に関する協議その他の道路の改良に関する必要な協議	
		連絡調整	
		連絡調整	
十九	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	
		会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）	地方道路公社及び道路管理者（道路整備特別措置法第二十三条第一項に規定する会社管理高速道路にあつては会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）
		密接関連道路管理者等	密接関連道路管理者等
二十	第二十二条の三第一項、第五項及び第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	
二十一	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）	
		密接関連道路管理者等	地方道路公社及び道路管理者（密接関連道路管理者）
九	第二十二条の三第一項	有料道路管理者及び道路管理者	
十	第二十二条の三第三項	道路管理者（	有料道路管理者及び道路管理者（

第十五条第一項の表中十九の項を二十二の項とし、十八の項の次に次のように加える。

第十五条第一項の表中三十八の項を四十二の項とし、二十一の項から三十七の項までを四項ずつ繰り下げ、二十の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

第十五条第二項の表中三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。